

ディスクロージャー

(2007年度版)

カネツ商事株式会社

【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期（平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月）における会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取り巻く環境」内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」当社の平成 18 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

（a）純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（*）}}{\text{リスク額（*）}} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を完了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生じる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合でみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

会社名等

商品取引員名 カネツ商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長 杉本 良隆
 所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 11 番 5 号
 電話番号 03-3662-0111 (大代表)

会社の沿革

当社は、昭和 28 年 6 月、群馬県高崎市の堤商店が所有しておりました東京穀物商品取引所の商品仲買人のシートを譲り受け、昭和 28 年 7 月 9 日、カネツ米穀株式会社として設立いたしました。

年 月	概 要
昭和28年 7月	東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 1 番地にカネツ米穀株式会社を設立。資本金 3,000 千円。
9月	東京穀物商品取引所商品仲買人の登録。
昭和30年10月	東京ゴム取引所商品仲買人の登録。
昭和31年 3月	富山出張所（現富山支店）を設置。
9月	仙台出張所（現仙台支店）を設置。
12月	高崎出張所（現高崎支店）を設置。
昭和32年 3月	商号を「カネツ商事株式会社」に変更。
11月	宇都宮出張所（現宇都宮支店）を設置。
昭和33年 5月	名古屋穀物商品取引所商品仲買人の登録。
7月	名古屋支店を設置。
9月	札幌出張所（現札幌支店）を設置。
昭和34年 4月	福岡支店を設置。
9月	大阪支店（現関西支社）を設置。
9月	大阪穀物商品取引所商品仲買人の登録。
昭和35年 4月	広島出張所（現広島支店）を設置。
昭和37年 9月	本店を東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 17 番地に移転。
昭和39年 2月	福井出張所（現福井支店）を設置。
4月	大阪化学繊維取引所及び大阪三品取引所商品仲買人の登録。
8月	名古屋繊維取引所商品仲買人の登録。
12月	神戸ゴム取引所商品仲買人の登録。
昭和42年12月	新宿支店を設置。
昭和46年 1月	農林大臣及び通商産業大臣より全取引所の商品取引員の許可を受ける。
昭和51年 1月	本店住居表示東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 11 番 5 号に変更。
昭和53年 8月	第 1 回、商品取引員の許可更新を行う。
昭和57年 2月	通商産業大臣より東京金取引所金市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和58年 8月	第 2 回、商品取引員の許可更新を行う。
昭和59年 1月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける。
5月	農林水産大臣より名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場の商品取引員の許可を受ける。
10月	大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所の合併により、大阪繊維取引所商品取引員の許可を受ける。
11月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の合併により、東京工業品取引所商品取引員の許可を受ける。
昭和62年 8月	第 3 回、商品取引員の許可更新を行う。
平成 2年 4月	カネツ貿易株式会社、西部カネツ物産株式会社と合併。資本金 725,500 千円
4月	盛岡支店を設置。
平成 3年 8月	第 4 回、商品取引員の許可更新を行う。

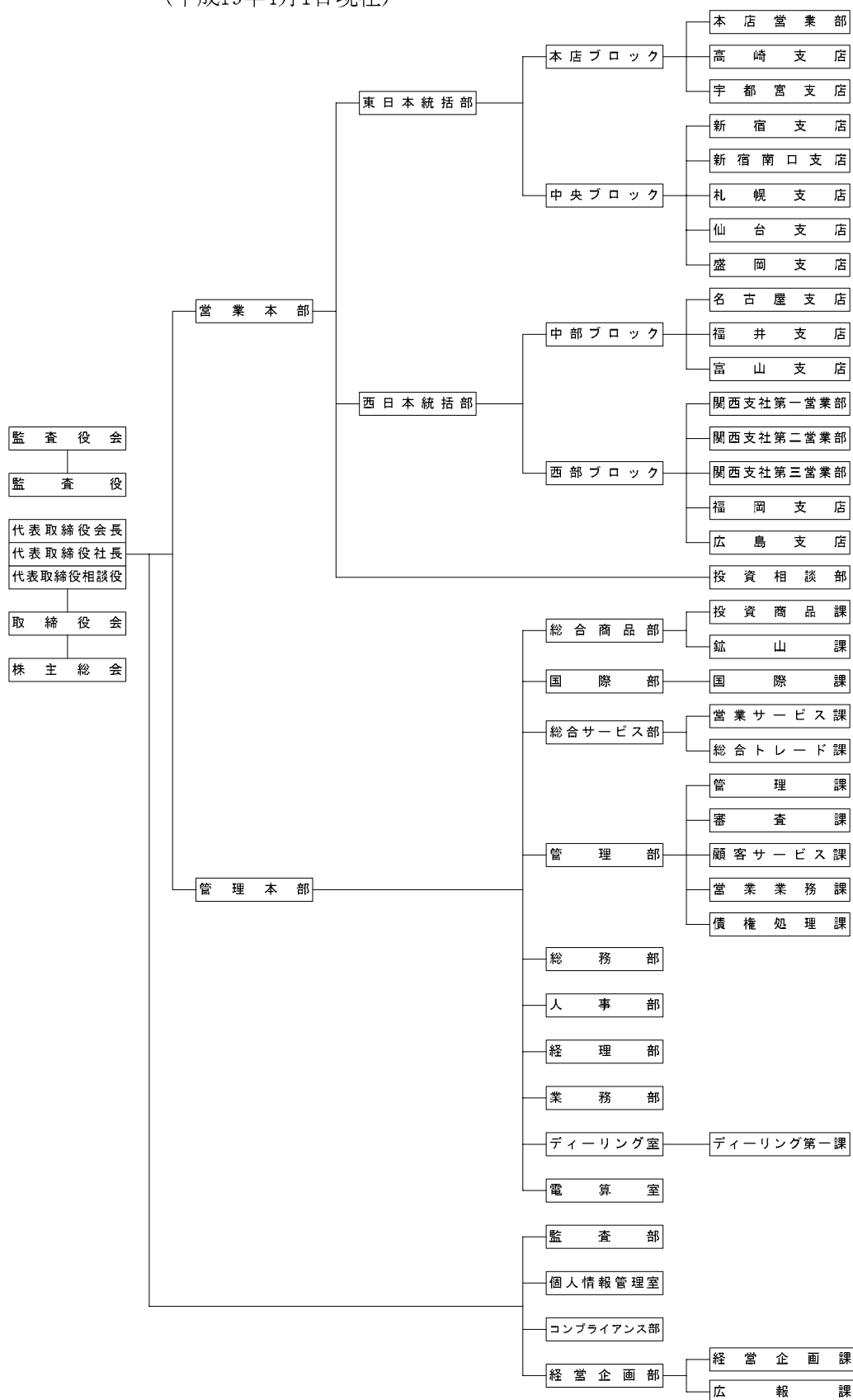
年 月	概 要
平成 4年 3月	増資。資本金 1,000,000 千円。
10月	大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける。
平成 5年10月	大阪穀物商品取引所、大阪砂糖取引所合併により、関西農産商品取引所商品引員の許可を受ける。
平成 6年12月	株式 2 株を 1 株に併合。
平成 7年 2月	カネツ不動産株式会社を合併。資本金 1,080,000 千円。
3月	通商産業大臣より神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場の商品取引員の許可を受ける。
8月	第 5 回、商品取引員の許可更新を行う。
10月	大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業の第 1 回更新許可を受ける。
平成 8年 3月	株式 1 株を 5 株に分割、額面を 50 円額面に変更。
7月	株式の名義書換代理人（現株主名簿管理人/三菱 UFJ 信託銀行）を設置。
10月	名古屋穀物砂糖取引所、名古屋繊維取引所、豊橋乾繭取引所合併により、中部商品取引所商品取引員の許可を受ける。
平成 9年 4月	関西農産商品取引所、神戸生糸取引所合併により、関西商品取引所商品取引員の許可を受ける。
4月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける。
10月	大阪繊維取引所、神戸ゴム取引所合併により、大阪商品取引所の商品取引員の許可を受ける。
平成10年 8月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける。
平成11年 6月	通商産業大臣より石油市場（東京工業品取引所石油市場）の商品取引員（受託会員）の許可を受ける。
平成12年 1月	通商産業大臣より石油市場の商品取引員（受託会員）の変更許可（中部商品取引所石油市場の追加）を受ける。
平成13年 8月	第 6 回、商品取引員の許可更新を行う。
10月	第 2 回、商品投資販売業の更新許可を行う。
平成17年 4月	第 7 回、商品取引員の許可更新を行う。
6月	カネツ FX 株式会社（現カネツ GK Goh 株式会社）を新設分割。
12月	外国為替取引業の廃止。
平成18年 4月	新宿支店第一営業部を開設、旧新宿支店の名称を新宿支店第二営業部に変更。
10月	新宿支店第一営業部を新宿支店、新宿支店第二営業部を新宿南口支店に名称変更。
平成19年 1月	中部商品取引所、大阪商品取引所合併により、中部大阪商品取引所の商品取引員の許可を受ける。

会社の目的

1. 次の商品に関する売買業、輸出入業、問屋業、代理業ならびに仲立業
 - イ. 食糧、砂糖、油脂、飼料およびこれらの原料ならびに畜類、農畜水産物、加工食品その他の食料および飲料
 - ロ. 肥料、調味料、コーヒー、ココア、乳製品およびこれらの原料
 - ハ. 各種毛皮製品およびその原毛皮
 - ニ. 花卉、木材、合板および林産物
 - ホ. 衣料用繊維製品およびその原料
 - ヘ. ゴムおよびその加工品ならびに煙草および酒類
 - ト. 貴金属、白系金属およびこれらの製品
 - チ. 鉄、非鉄金属およびこれらの原料、製品ならびに鉱物
 - リ. 石油、天然ガスおよびこれらの副製品
 - ヌ. 自動車、自転車、玩具、事務用品、書籍およびに日用雑貨品
 - ル. 前各号に関連する採鉱、開発および製造加工業
 2. 商品先物取引業
 3. 商品投資販売業
 4. 金融先物取引業
 5. 海外商品先物取引業
 6. 外国為替取引業
 7. 貴金属の預託等取引業
 8. 各種会員権の賃貸およびリース業
 9. 刊行物の発行
 10. 不動産の取得、売買、賃貸借および保守管理ならびにこれらの仲介
 11. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
 12. 書画、骨董の取得、売買および賃貸
 13. 金銭の貸付けおよび債務の保証または引受け
 14. 事務用機器、コンピュータおよび同関連機器の販売およびリース業
 15. システム技術等のソフトウェアの企画、開発、販売および保全ならびにこれらの仲介
 16. 前各項に附帯する業務および関連する事業
- (注) 上記のうち____線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 経営組織当社の経営組織図は、次のとおりです。
(平成19年4月1日現在)



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ．商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場において商品取引受託業務を営むことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けております。

許可番号：農林水産省「指令 17 総合第 34 号」

経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」

商品市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	貴 金 属	ゴ ム	指 数	石 油	アル ミ	鉄 *	上 場 商 品 名
東京穀物商品取引所									一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
									粗糖
東京工業品取引所									金、銀、プラチナ、パラジウム
									天然ゴム
									ガソリン、灯油、原油
中部大阪商品取引所									アルミニウム
									ガソリン、灯油、軽油、鉄スクラップ、天然ゴム、天然ゴム指数
関西商品取引所									コーヒー指数

(注 1) 印の商品市場については、特定の電子取引に係る届出も行っております。

(注 2) 鉄*は鉄スクラップの略です。

ロ．商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は、上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ．商品投資販売業

運用法人として、商品ファンドの組成、販売等を行っております。

ロ．貴金属の預託等業務

ゴールド・セーピング、プラチナ・セーピング等の商品を扱っております。

⑤営業所の状況

(平成 18 年 10 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
本 店	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 11 番 5 号	03-3662-0111
関 西 支 社	大阪府大阪市中央区北浜東 1 番 7 号	06-6942-8686
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 8 番地	011-231-8686
盛 岡 支 店	岩手県盛岡市中央通 1 丁目 8 番 13 号	019-625-8686
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区本町 1 丁目 5 番 31 号	022-265-8686
高 崎 支 店	群馬県高崎市八島町 17 番地 1	027-328-8686
宇 都 宮 支 店	栃木県宇都宮市大通り 4 丁目 2 番 10 号	028-621-8686
新 宿 支 店	東京都新宿区西新宿 3 丁目 1 番 5 号	03-3342-8686
新宿南口支店	東京都新宿区西新宿 1 丁目 18 番 2 号	03-6863-8686
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 23 番 2 号	052-204-8686
富 山 支 店	富山県富山市安住町 2 番 14 号	076-444-8686
福 井 支 店	福井県福井市順化 2 丁目 1 番 1 号	0776-26-8686
福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 13 番 21 号	092-733-8686
広 島 支 店	広島県広島市中区橋本町 10 番 1 号	082-248-8686

⑥財務の概要 (平成 19 年 3 月決算期)

(a) 資本金	1,080,000 千円
(b) 純資産額 * 1	3,473,273 千円
(c) 総資産額	21,830,473 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	5,015,257 千円 (5,759,045 千円)
(e) 経常利益	219,939 千円
(f) 当期純利益	70,160 千円

* 1 : 商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 5,800,000 株 (平成 19 年 7 月 1 日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧主要株主名 (上位 10 名)

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

氏名又は名称	所 有 株式数	発行済株式数に対す る所有株式数の割合
	千株	%
清 水 清	1,446	24.9
社員第二持株会	772	13.3
清 水 治	522	9.0
若 林 正 俊	385	6.6
社員持株会	252	4.3
清 水 利 紀	191	3.3
セーキ実業(株)	190	3.3
鈴 木 和 義	162	2.8
若 林 俊 哉	142	2.4
若 林 瑞 菜 美	127	2.2
計	4,189	72.2

(注) 千株未満の株式数は、切り捨てて表示してあります。

⑨役員の様況

(平成19年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役相談役	清水 正紀 大正4年9月22日	千株 9
代表取締役会長	清水 清 昭和22年2月4日	1,446
代表取締役社長	杉本 良隆 昭和22年10月19日	78
専務取締役	若林 正俊 昭和31年1月25日	385
常務取締役	水野 慎次郎 昭和30年9月25日	64
取締役	梶浦 憲一 昭和34年5月15日	30
取締役	塩飽 誠 昭和35年10月31日	50
取締役	齊藤美知男 昭和27年3月24日	19
取締役	中塩屋 龍也 昭和28年7月9日	0
取締役	中村 孝一 昭和26年11月14日	0
常勤監査役	吉川 晴之 昭和18年9月1日	36

役名及び職名	氏名 生年月日	所有 株式数
監査役 (非常勤)	堤 克弘 昭和14年10月 8日	33
監査役 (非常勤)	矢野 雄紀 昭和45年 7月24日	34
監査役 (非常勤)	岸田 朋丈 昭和50年11月19日	0
計	14名	

(注) 1：監査役矢野雄紀氏、同岸田朋丈氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2：所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩従業員の状況

(平成19年7月1日現在)

	総 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営 業	非 営 業
従業員数	441名	347名	94名	294名	147名
平均年齢	34.0才	35.3才	29.4才	31.7才	38.2才
平均勤続年数	9.4年	10.6年	5.4年	8.1年	11.9年
外務員数	365名	323名	42名	292名	73名

2. 事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

営業方針

会社経営の目的は、利潤の追求であります。しかし、そのことばかりに目を奪われ、お客様の信用を失うようなことがあったら、企業の存在そのものが覚束ないものとなります。当社では、信用こそが第一の財産と考え、「信用をうり、信頼をかう」「共存共栄」をスローガンに、信頼されるパートナーたらんと常に真心をもってお客様に接し、「今後も、是非、カネツ商事で取引を」と言って頂ける企業を目指しております。

そのためには、人材の育成こそが最重要課題であると捉え、商品先物取引に関する社内研修のほか、資産運用をはじめとし、ライフプラン全般にわたってアドバイスができるようファイナンシャルプランナーの資格取得を奨励しており、最上級の CFP[®] の資格を取得する社員も現われ、会社の方針が社員に浸透しております。

一方、お客様にとって、使い勝手の良い商品取引員を目指し、他社に先駆けて、的確な情報をいち早く提供できるシステムや、インターネット取引のシステム構築に力を注いでまいりました。また、より多くの投機チャンスを提供し、成果を挙げて頂くことこそサービスと捉えた創業の精神を引き継ぎ、商品市場の取捨選択を図りながらも、幅広く資産運用の場を提供していく所存であります。

また、先物取引に代表されるハイリスク・ハイリターンの商品に加え、昨今の超低金利時代にあって、行き場を探している金融資産を受け入れるリスクの少ない商品を確認していくことも重要と考えております。商品ファンドもその一つであります。運用する市場を 4 つのタイプから選ぶ積極運用型商品ファンド「四天王」、運用プログラムを選択する積極運用型商品ファンド「龍神」が高い運用成績を上げ、好評を得ております。また、新しく、エネルギー、農産物等の代表的商品への現物ベースでの投資を行い、インフレリスクを回避しつつ、資産の 50% を世界の先物市場で積極的に運用していくインフレ対応型商品ファンド「天翔」の運用を平成 17 年 4 月から開始し、注目を集めております。さらに、「金」の消費寄託契約であるゴールド・セービング等の新規商品の開発を今後も続けていく所存であります。

また、会社は社員みんなの会社であるとの理念に基づき、早い時期から社員持ち株制度を発足させ、社員に経営者としての自覚を促し、利益の配分を実施してきました。現在は、カネツ商事社員持株会と形を変えておりますが、役員はもとより全社員が、株式の公開を一つの目標として、業務に邁進しております。

当社及び当業界を取り巻く環境

当期における我が国の経済は、「景気は消費に弱さが見られるものの、回復している。」状況といえます。企業収益は改善し、設備投資は増加、雇用情勢は厳しさが残るものの、改善に広がりが見られました。当期は暖冬で、冬物衣料が振るわず個人消費はおおむね横ばいとなっておりますが、春闘では、何年ぶりかの賃上げ回答も聞かれ、所得の伸びが改善されれば、個人消費は増加していくものと期待されます。先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれます。また、平成 19 年 1 月 1 日時点の公示地価の全国平均が 16 年ぶりにプラスに転じ、バブル崩壊後長らく続いた「土地デフレ」を脱却した感もあります。

今期の日経平均株価は、17,127 円からスタート。6 月に 14,084 円の安値を付けたあと上昇に転じ、その後上げ下げを繰り返しながら徐々に下値を切り上げ、平成 19 年 2

月には、ニューヨークのダウ平均株価が史上最高値を更新するのに追隨して、18,280 円の高値をつけました。しかし、公定歩合の引き上げや中国の上海市場に端を発した世界同時株安の状況の中で乱高下を続け、年度末は 17,287 円で終わりました。

当業界におきましては、前期に増して厳しい状況が続きました。商品取引所法改正による委託者保護を目的とした投資家の勧誘に係る営業規制の影響で、ほとんどの商品で取組、出来高の減少に歯止めがかからず、取引員の市場からの撤退が相次ぎました。取引所も合併を余儀なくされ、長い歴史に幕を下ろす取引所もありました。4 月に、横浜商取が東穀取と、12 月に福岡商取が関西商取と、平成 19 年 1 月には、大阪商取が中部商取と合併し、前期まで 7 つあった取引所は 4 取引所に再編されました。

さらに 12 月には両主務省から「商品取引受託業務における法令遵守の一層の徹底を図るための自主規制の強化等について」要請があり、それに基づいて日商協より「商品取引トラブル解消アクションプログラム」の提出が取引員に求められました。各社がコンプライアンスと真っ向から向き合った期でありました。

今年度における全国の 4 取引所の年間総売買高合計は 85,100,806 枚で、前年度比 21.1%の減少となりました。取引所別に見ても、東京工業品取引所が 10.8%減、東京穀物商品取引所が 21.8%減、中部大阪商品取引所が 52.9%減、関西商品取引所に至っては 80.6%減と前年度を上回った所は 1 か所もなく、商品別に見ても貴金属とゴムが若干増えているものの非常に厳しいものでした。

営業の成績及び成果

このように総売買高が前年度より大幅に減少する環境の中で、当社は自己ディーリングを中心に出来高を増やす展開となりました。その結果、総売買高では前年度比 23.8%増、うち委託売買高は 312 万枚（前年比 1.6%減）となりました。商品別に見ますと、貴金属の売買高が 209 万枚（同 48.7%増）、農産物の売買高が 173 万枚（同 24.0%増）、これに天然ゴム、石油製品が続くような格好となりました。

受取委託手数料 57 億 8 千 9 百万円（同 17.2%減）と未収委託手数料 7 千 4 百万円（同 41.1%減）となり、受取手数料は前期より 14 億 1 千 7 百万円減少して 57 億 5 千 9 百万円（同 19.8%減）となりました。

売買損益の自己売買損益は、1 億 4 千 9 百万円の売買益となりましたが、地金売買損及び評価損で 9 億 1 千 6 百万円の発生となり、売買損益は 7 億 6 千 6 百万円の売買損となりました。

営業費用は、前期より 7 億 1 千万円減少して 48 億 6 千 4 百万円となり、この結果、営業収益 50 億 1 千 5 百万円（同 29.9%減）、営業利益 1 億 5 千万円（同 90.5%減）、経常利益 2 億 1 千 9 百万円（同 86.1%減）、当期純利益 7 千万円（同 92.1%減）となりました。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別	第 55 期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
商品市場名	
商品先物取引	
農産物市場	1,670,685
貴金属市場	3,730,105
アルミニウム市場	1,212
ゴム市場	148,968
石油市場	149,924
砂糖市場	33,195
鉄スクラップ市場	4
天然ゴム指数市場	3,501
農産物・飼料指数市場	97
小 計	5,737,694
オプション取引	
農産物市場	10
砂糖市場	0
貴金属市場	37
小 計	47
商品ファンド	21,304
合 計	5,759,045

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別	第 55 期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
商品市場名	
商品先物取引	
農産物市場	196,427
貴金属市場	285,719
アルミニウム市場	0
ゴム市場	840
石油市場	21,423
砂糖市場	20,043
鉄スクラップ市場	0
天然ゴム指数市場	18,838
農産物・飼料指数市場	900
小 計	149,656
オプション取引	
農産物市場	0
砂糖市場	0
貴金属市場	0
小 計	0
海外先物取引	0
商品売買損益	916,838
その他売買損益	721
小 計	916,116
合 計	766,460

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別		第 55 期 〔自 平成18年 4月 1日 平成19年 3月31日〕		
商品市場名	内 訳	委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農 産 物 市 場		1,520,329	210,578	1,730,907
貴 金 属 市 場		1,114,745	973,801	2,088,546
アルミニウム市場		1,204	0	1,204
ゴ ム 市 場		273,048	220,659	493,707
石 油 市 場		195,150	219,134	414,284
砂 糖 市 場		15,023	4,144	19,167
天然ゴム指数市場		3,845	4,475	8,319
農産物・飼料指数市場		183	589	772
鉄 ス ク ラ ッ プ		11	0	11
小 計		3,123,538	1,633,379	4,756,917
オプション取引				
農 産 物 市 場		21	0	21
砂 糖 市 場		0	0	0
貴 金 属 市 場		74	0	74
小 計		95	0	95
合 計		3,123,633	1,633,379	4,757,012

(注) 受渡による決済数量は含まれておりません。

対処すべき課題

当社が対処すべき課題として、まず純資産額の増強があげられます。近い将来の、証券会社並みの自己資本規制比率の適用に対応するため、資産の流動化、コスト削減に加え、さらなる営業努力により財務体質の強化を図り、早期に純資産額を 50 億円にもっていく必要があります。そして、一旦は分社化により廃止した外国為替証拠金取引を、今一度自社で取扱うことにより、収益の多様化を図り、ひいては念願である株式公開へと繋がりたいと考えております。改正商品取引所法の施行に伴う行為規制の強化により新規顧客の獲得が厳しくなっておりますが、定期的にセミナーを開催し、商品先物取引の啓蒙、普及を通じ、新規顧客の導入に努めていくほか、相場や為替の分析など投資に役立つ情報を発信して、顧客満足度の充実に努めてまいりたいと考えております。

受託業務管理規則

第1条（目的）

この規則は、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。
なお、特定の電子取引は別に定める受託業務管理規則によるものとする。

第2条（管理担当組織）

当社は、受託業務に係る管理体制を明確にするため、本店管理部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当者を配置する。

2.受託業務に係る総括管理及び次条に定める管理担当者の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者を置く。

3.関西支社を統轄店と定め、本店及び関西支社に統轄責任者を置く。

4.本店及び従たる営業所に顧客管理責任者を置く。

5.総括責任者、統轄責任者及び顧客管理責任者は、次の者がその任に当たる。

（1）総括責任者は、管理部の取締役とする。

なお、総括責任者が不在の場合は、本店の統轄部長を副責任者と定める。

（2）統轄責任者は、部長職以上の者とする。

（3）顧客管理責任者は、本店及び統轄店においては、課長職以上の者とし、従たる営業所においては支店長とする。

なお、支店長が不在の場合は、次席の者がその任に当たるものとする。

6.顧客管理の充実を図るため、主たる部門に顧客サービス課を配置する。

7.顧客管理に係る疑義の審査を行うため、本店管理部内に審査課を置く。

第3条（管理担当者の職務）

当社は、受託業務に係る運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当者の職務を定める。

（1）総括責任者

総括責任者は、関係必要書類の精査及び本規則の遵守状況を確認し、必要に応じ、統轄責任者並びに顧客管理責任者に対して指示、指導を行うものとする。

総括責任者は、本規則に定める管理措置の遂行状況及び遵守状況を定期的に取り締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合は、取締役会に諮り、具体的改善措置を講ずるものとする。

（2）統轄責任者は、総括責任者の補佐を行うものとする。

（3）顧客管理責任者は、本規則に定める管理措置について、職務遂行の任に当たるものとする。

（4）顧客サービス課は、顧客の面談を主な職務とする。

（5）審査課は、顧客の適合性の審査を行うものとする。

第4条（商品先物取引不適格者参入防止）

当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

（1）未成年者、成年被後見人、成年被保佐人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と

認められる者

- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期入院患者等随時連絡がとれない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 口座開設時に 75 歳以上の者

2.当社は、顧客が次の各号の一に該当することが判明した時は、原則として勧誘及び受託を行わない。但し、本条第3項に定める例外の要件を満たす場合であって、顧客サービス課の確認を経た後、総括責任者が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 年金、恩給、保険金等により主として生計を維持する者（収入全体の過半を占める者）
- (2) 65 歳以上の高齢者
- (3) 一定の所得を有しない者（年収 500 万円以上）
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引
- (5) 取引期間中に 75 歳を迎えた者
- (6) その他商品先物取引を行う適格性に疑問があると思われる者

3.前項に掲げる者の勧誘及び受託について不相当と認められないための例外の要件は、顧客本人が「適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘の対象者であること」を理解しているとともに、以下に掲げる不相当と認められない例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告を受けることに加えて、以下の要件を満たすことを要する。

- (1) 前項第1号ないし第3号及び第5号に該当する者にあつては、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (2) 前項第4号の場合にあつては、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (3) 前項第5号に該当する者にあつては、75歳を迎える以前に直近の3年以内において、延べ90日以上に亘る商品先物取引の経験を有していること及び、当社が作成した理解度確認書により、商品先物取引の仕組み・リスク等について十分理解していることが確認できること。

4.当社は、勧誘の過程において顧客が各条項に照らして不適格者と判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとする。

第5条（適合性の審査）

当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するとともに、参入する者の適合性を的確に判断するため、次の各号に定める要領により、審査を行うものとする。

- (1) 勧誘の適否の判断のため、顧客に関する見込客調査表を作成し、審査課の審査を受けけるものとし、その記録を取引終了後3年間保存する。
- (2) 審査課の審査を終えた後に、管理部顧客サービス課は統轄責任者の命を受け顧客と面談等を行う。
- (3) 取引を開始する際には、顧客管理責任者の審査を経た後、統轄責任者が受託の適否に係る審査を行うものとする。

(4) 前号の統轄責任者による審査前に約諾書の差入れ、証拠金の受け入れ及び取引の受注は行わないものとする。

(5) 統轄責任者は、第3号の審査における判断根拠等を具体的に記載した書面を作成し、これを取引終了後3年間保存するものとする。

第6条（勧誘行為及び取引意思の確認）

当社は、勧誘を行うに当たっては、当社の商号、勧誘を行う者の氏名及び商品先物取引の勧誘が目的であることを告知し、顧客に対し勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。

2. 前項の告知及び意思確認の内容は営業日誌に記録するものとする。

3. 当社は、委託を行わない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、再度の勧誘を行わないものとする。

4. 当社は、勧誘を受ける意思のない顧客への再勧誘を防止するため、当該顧客の各種名簿からの削除及び各支店への周知徹底等必要な措置を講ずる。

5. 勧誘拒否者に関する情報は本店管理部に集約し、社内回覧、社内掲示及びファクシミリ等により、その旨の周知徹底を図るものとする。

6. 当社は、顧客の事前の承諾が得られた場合を除き、以下に掲げる勧誘を行わないものとする。

(1) 午後9時から午前8時までの時間帯における勧誘

(2) 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘

(3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘

(4) その他顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘

第7条（口座設定申込書及び顧客カードの整備）

当社は、顧客の属性を把握し、取引参加の意思を審査するため、顧客に対し、以下に掲げる事項を記載した口座設定申込書の提出を求めるものとする。

(1) 氏名、住所、連絡先及び勤務先

(2) 職業、生年月日、性別及び家族構成

(3) 資産及び年収の状況、

(4) 投資可能資金額等

(5) 商品先物取引及び証券取引の経験の有無

(6) 商品先物取引を行う動機

(7) その他、必要と認める事項

2. 当社は、適切な委託者管理を行うため、前項の口座設定申込書の記載内容に基づき、顧客カードを作成するものとする。

3. 顧客管理責任者は、顧客カードの内容を精査するとともに、その写しを第2条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。

4. 顧客カードの記載事項については、変更があるその都度更新するよう努めるものとする。

第8条（勧誘の際の説明義務）

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たって、「商品先物取引 委託のガイド（含む

別冊)」及び「入門のしおり」を事前に交付するとともに、これらを用いて以下に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- (3) 取引証拠金等に関する事項（相場の変動によって追加的に預託する追証拠金等を含む全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する）
- (4) 委託手数料に関する事項（取引の損益に加えて委託手数料がかかることを説明するとともに、委託手数料は売り、買い双方の取引に必要か否か等についても説明する）
- (5) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨等
- (6) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項

2.前項の説明は、まず初めに前項第1号及び第2号について説明した上で顧客が理解したことを書面(商品先物取引の理解確認書)により確認し、その確認の後に前項第3号から第6号について説明し、顧客が理解したことを再度書面により確認する方法により履行するものとする。

なお、当該理解確認書は総括責任者のもとに備え付けるものとする。

3.顧客に口座設定申込書の提出を求める前に、投資可能資金額とは取引の結果が損失となっても生活に支障がない「損となっても許容できる金額」であって、取引証拠金として差入れ可能な資金総額であること及び既に損失や手数料等が発生している場合にはそれを控除したものが新たな投資可能資金額となることを分かりやすく説明し、理解させるものとする。

第9条（取引に係る記録等）

当社は、次の各号に定める方法により、取引状況を記録するものとする。

- (1) 顧客と面談により売買注文を受ける場合は、所定の注文依頼書に委託者自筆による注文日時、注文内容及び署名を求めるものとする。
- (2) ファクシミリ並びにインターネットにより売買注文を受ける場合は、記録紙を保存するものとする。
- (3) 委託者の売買指示における意思の確認を、顧客管理責任者の判断により必要と認めるときに記録するものとする。

第10条（商品先物取引未経験者等に係る保護措置）

当社は、直近3年間で3ヵ月以上の商品先物取引の経験を有しない者を未経験者とし、取引開始から3ヵ月を経過するまでの間、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 取引本証拠金必要額の目安は、委託者の投資可能資金額の3分の1までに制限する。
- (2) 委託者が上記(1)の取引量を超える取引を希望する場合にあっては、当該委託者から商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けら

れていること及びその例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、かつ、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できる場合であって、総括責任者が許可した場合に限り、これを認めるものとする。

(3) 本規則第4条第2項に定める者については、原則として上記(2)の取り扱いを認めないものとする。

第11条(日常業務における顧客管理)

当社は、本店管理部を中心として委託者の取引状況及び投資可能資金及び取引内容等について、常時精査を行うものとする。

2.「本店管理部の指示により、関西支社管理部並びに顧客サービス課員は委託者と面談を行い取引内容の確認を行うなど委託者との意思の疎通を計るものとする。

3.営業部門に対し指導が必要と認められた場合は、総括責任者の指示により統轄責任者を通じ、顧客責任者及び担当の営業社員の指導を行うものとする。

第12条(習熟期間終了による取引制限解除)

当社は、第10条に定める未経験者に係る管理措置を、取引開始から3ヶ月間を経過した委託者については、顧客管理責任者の申告により総括責任者が認めた者は取引量の制限を解除することができるものとする。

第13条(取引証拠金の額)

取引証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引証拠金基準額と同額とする。

2.取引証拠金の額等に係る社内責任者として総括責任者がその任に当たり、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

第14条(委託手数料の額)

当社の委託手数料の額を変更する場合は、取締役会の決議により行うものとする。

第15条(不正資金の流入防止)

当社は、公金出納取扱者及びそれに準ずる者等からの受託は、行わないものとする。ただし、本人から取引を行いたい旨を記載した書面(本人の自筆)の提出があり、管理部または顧客管理責任者が面談等の方法により確認を行った後、記録を作成。総括責任者がその記録を精査のうえ、認めた場合は、この限りではない。

2.当該委託者の入金累計額が1,000万円を超えることとなった場合には、管理を必要とする対象者として特定する。

3.前項の対象者を管理するため、当該委託者の資産状況等を第三者機関に調査を依頼する等、必要な措置を講ずるものとする。

4.第2項の対象者の日常的な監視体制は、管理課がその任に当たるものとする。

5.第2項の対象者の調査記録を作成し、その記録及び第三者機関の調査報告書を10年間保存する。

6.第2項の対象者から不正資金による取引資金の預託があった場合は、当該委託者に対

し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金及び新規注文は受けないものとする。

第 16 条（建玉制限等）

当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について定期的に書面により通知するものとする。

2. 委託者保護等を思料し、取引所の定める市場管理要綱とは別に、独自に委託者から受託する枚数に制限を設けることがある。ただし、制限を設けた場合には委託者にこの主旨をよく説明し、理解を得たうえで、取引に参加させるものとする。

3. 当社は自己の取引を取り扱うディーリング室と委託の取引を取り扱う業務部とに明確に区分し、各部に責任者を置くものとする。

第 17 条（委託者からの疑義及び相談等の対応）

委託者からの疑義及び相談等の対応は、本店管理部が行うものとする。ただし、委託者によっては関西支社または名古屋支店の管理部に指示し、対応させるものとする。

第 18 条（広告・宣伝に係る管理措置）

当社は、委託の勧誘手段として広告・宣伝を行うに当たり、法その他関係法令、受託契約準則及び受託業務に関する規則等を遵守するため、管理責任者を置くものとする。

2. 管理責任者は、広報担当の取締役とする。

第 19 条（違反者に対する懲戒）

この規則の定め違反する行為があったと認められたときは、関係者に対し、当社就業規則の定めにより厳正な社内処分を行うものとする。

第 20 条（日本商品先物取引協会への届出）

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

（付 則）

本規則は、平成 11 年 6 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 12 年 1 月 4 日より改定実施する。

本規則は、平成 12 年 4 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 13 年 7 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 14 年 4 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 15 年 4 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 15 年 6 月 6 日より改定実施する。

本規則は、平成 15 年 7 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 16 年 7 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 17 年 8 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 18 年 7 月 1 日より改定実施する。

外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
341名	55名	46名	350名

委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
2,556名	881名	2,520名

苦情、紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	4	4		0	1
取引に係るもの	23	15		0	8
取引終了時に係るもの	7	4		0	3
その他に係るもの					
合計	34	23	0	0	11

(注) 1. 「苦情」とは、受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決できなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの					
取引に係るもの	4	4		0	0
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合計	4	4	0	0	0

(注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所の紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっては若しくは調停の申出をしたもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したものの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「打切り」は仲介で解決できなかったもの。

訴訟に関する事項

(1) 平成 18 年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが 10 件、また、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが 21 件あり、現在係争中の訴訟は 31 件です。

前期末訴訟件数	今期訴訟件数	判 決	和 解	係 争 中
32 件	15 件	2 件	14 件	31 件

(2) 平成 18 年度中の判決

判決は 2 件ありました。内訳は、損害賠償請求訴訟が 2 件で、1 件は、損金の 23%、金 1,314,550 円支払の判決、遅延金含め金 1,418,993 円支払いました。もう 1 件は損金の 70%、金 3,403,653 円支払の判決で遅延金含めて金 4,011,648 円支払いました。

(3) 平成 18 年度中の和解

14 件和解しました。

3. 経理の状況
貸借対照表

貸借対照表
(平成19年3月31日)

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,142,556	短期借入金	900,000
受取手形	136	1年内返済長期借入金	261,000
委託者未収金	129,633	1年内償還予定社債	60,000
有価証券	189,005	預り証拠金	
商品	1,731,324	(現金)	7,425,794
前払費用	60,508	(有価証券)	1,401,754
保管有価証券	1,401,754	未払金	141,600
差入保証金	6,649,002	未払費用	87,697
委託先物取引差金勘定	921,635	賞与引当金	183,000
未収入金	206,179	預り商品勘定	5,168,992
繰延税金資産	250,000	その他	160,167
その他の	417,220	流動負債合計	15,790,007
貸倒引当金	14,462		
流動資産合計	18,084,494	固定負債	
固定資産		社債	780,000
有形固定資産		長期借入金	832,500
建物	560,377	再評価に係る繰延税金負債	412,490
構築物	36	退職給付引当金	517,775
機械及び装置	6,087	その他	24,425
車両	397	固定負債合計	2,567,191
器具及び備品	33,257		
土地	1,536,380	特別法上の準備金	
計	2,136,536	商品取引責任準備金	321,501
		特別法上の準備金合計	321,501
無形固定資産		負債合計	18,678,700
電話加入権	26,557	(純資産の部)	
ソフトウェア	8,310	株主資本	
計	34,868	資本金	1,080,000
投資等		利益剰余金	
投資有価証券	352,688	利益準備金	270,000
子会社株式	223,773	その他利益剰余金	
出資金	333,428	別途積立金	1,000,000
長期未収債権	417,466	繰越利益剰余金	390,634
長期差入保証金	489,409	計	1,660,634
長期貸付金	3,460	自己株式	1,060
長期前払費用	45,642	株主資本合計	2,739,573
繰延税金資産	1,390	評価・換算差額等	
その他の投資	29,789	その他有価証券評価差額	69
貸倒引当金	322,477	土地再評価差額金	412,877
計	1,574,573	評価・換算差額等合計	412,198
固定資産合計	3,745,978	資本合計	3,151,772
資産合計	21,830,473	負債及び資本合計	21,830,473

損益計算書

損 益 計 算 書

(自 平成18年4月 1日)
(至 平成19年3月31日)

単位：千円

科 目	金	額
営 業 収 益		
受取委託手数料	5,759,045	
売 買 損 益	766,460	
そ の 他	22,672	5,015,257
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	4,864,365	4,864,365
営 業 利 益		150,891
営 業 外 損 益		
受 取 利 息	13,473	
有 価 証 券 利 息	867	
受 取 配 当 金	61,826	
会 員 権 売 却 益	59,850	
受 取 賃 貸 料	25,693	
そ の 他	49,054	210,766
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	65,436	
社 債 利 息	5,681	
社 債 発 行 費	19,639	
有 価 証 券 評 価 損	13,484	
投 資 事 業 組 合 持 分 損 失	13,731	
そ の 他	23,745	141,719
経 常 利 益		219,939
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	441	
特 別 損 失		
商 取 責 任 準 備 金 繰 入	128,047	
固 定 資 産 除 却 損	324	128,371
税 引 前 当 期 純 利 益		92,008
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,848
法 人 税 等 調 整 額		20,000
当 期 純 利 益		70,160

株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

単位：千円

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式		
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
			別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
前期末残高	1,080,000	141,242	-	1,507,206	1,648,448	835	2,727,613
当期変動額							
別途積立金の積立(注)	-	-	1,000,000	1,000,000	-	-	-
剰余金の配当(注)	-	128,757		186,731	57,974	-	57,974
当期純利益	-	-	-	70,160	70,160	-	70,160
自己株式の処分	-	-	-	-	-	225	225
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	128,757	1,000,000	1,116,571	12,185	225	11,960
当期末残高	1,080,000	270,000	1,000,000	390,634	1,660,634	1,060	2,739,573

単位：千円

	株 主 資 本				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 金 合 計		
前期末残高	35,498	412,877	448,376	3,175,989	
当期変動額					
別途積立金の積立(注)	-	-	-	-	
剰余金の配当(注)	-	-	-	57,974	
当期純利益	-	-	-	70,160	
自己株式の取得	-	-	-	225	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	36,177	-	36,177	36,177	
当期変動額合計	36,177	-	36,177	24,216	
当期末残高	679	412,877	412,198	3,151,772	

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券	市場価格に基づく時価法
満期保有目的債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
其他有価証券	

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 個別法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法
無形固定資産	定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）によっております。

長期前払費用 均等償却法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（667,021千円）については、平成13年度より15年による按分額を営業費用に計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

賞与引当金 従業員の賞与に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

商品取引責任準備金 商品先物取引事故による損失に備えるため、改正商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

リース取引の処理方法

支払時に全額費用として処理しております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

受取委託手数料の計上基準

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

固定資産の減損に係る会計基準

「商品先物取引業統一経理基準の改正（平成17年5月施行）」減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

千円単位の記載金額は、千円未満を切捨てにより表示しております。

2 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、3,151,772千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日法務省令第13号)により作成しております。

(賞与引当金)

従業員賞与に対する未払額については、従来未払費用に含めて計上しておりましたが、当期より見込額を賞与引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更に伴い211千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ211千円多く計上されております。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産

定期預金	3,115,025千円	
有価証券	100,202千円	
保管有価証券	1,345,584千円	(うち清算機構 1,345,584千円)
建物	369,193千円	
土地	1,440,520千円	
計	6,370,524千円	

担保に係る債務

短期借入金	900,000千円
長期借入金	1,093,500千円
取引証拠金	1,345,584千円
証拠金 L/G	400,000千円
計	3,739,084千円

(2) 商品取引責任準備金制度に基づく使用拘束預金	309,596千円
分離保管制度に基づく預託金	212,500千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	1,005,174千円
(4) 保証債務	
他の会社の取引所に対する取引の支払保証を行っております。	
カネツシンガポール株	77,830千円 (1,000,000\$)
(5) 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	510,325千円
短期金銭債務	1,147,738千円
(6) 取締役、監査役に対する金銭債権及び債務	
金銭債権	231千円
(7) 土地	
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布 法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税効果相当額を「負債の部」に、それ以外の金額を「純資産の部」に計上しております。	
再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号又は第3号に定める方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。	
・再評価を行った年月日	平成11年3月31日
・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	419,269千円

4 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業外取引

営業収益	59,185千円
営業費用	33,292千円
営業外収益	11,491千円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,800,000 株	-	-	5,800,000 株	
合計	5,800,000 株	-	-	5,800,000 株	
自己株式					
普通株式	2,550 株	750 株	-	3,300 株	
合計	2,550 株	750 株	-	3,300 株	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 750 株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	57,974,500 円	10 円	平成18年3月31日	平成18年6月30日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成19年5月25日開催の取締役会において次のとおり決議しました。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	28,983,500 円	5 円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	74,462 千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	83,691 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	210,682 千円
商品取引責任準備金損金不算入額	130,819 千円
土地等に係る減損損失額	43,955 千円
繰越欠損金	433,777 千円
その他	38,372 千円
繰延税金資産 小計	1,015,760 千円
評価性引当額	759,984 千円
繰延税金資産 合計	255,776 千円
その他の有価証券評価差額	4,385 千円
繰延税金負債 合計	4,385 千円
繰延税金資産の純額	251,390 千円

7 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、各種コンピュータ、車両、通信機器及び事務機器があります。

8 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事実上の関係				
役員及びその近親者	清水清	/	/	当社取締役	被所有 直接 24.9%	/	/	賃借料の支払(注1)	40,422	前払費用	3,385
								敷金の差入れ	-	長期差入保証金	231

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上、賃借料金額を決定しております。

(注2) 当社役員清水清が議決権の24.9%を直接保有しております。

(2) 子会社等

単位：千円

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事実上の関係				
子会社	カネツシンガポール	シンガポール	2,500,000 S\$	ブローカー業務及び輸出入業務	所有直接 100.0%	兼任3人 出向1人	商品取引員	先物取引証拠金の受入	900,930	預り証拠金	1,124,508
子会社	カネツジュエリー	東京都中央区	10,000 千円	貴金属及び宝飾品の販売	所有直接 100.0%	兼任1人	貴金属の売買	金地金のリース	373,778	預け商品	369,439

9 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額

543円72銭

1株当たりの当期純利益

12円10銭

10 記載の金額は、1株当たり純資産額及び当期純利益を除き、千円未満を切捨てにより表示しております。

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 / リスク額 × 100]	338.8
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 / 資本金額 × 100]	316.1
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100]	263.1
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	13.1
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	20.2
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額 × 100]	538.2
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	114.0